

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○告示(県統計調査の実施)の訂正 (統計課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
公 告	
○行政書士法による処分 (法務課)	1
○開発行為に関する工事の完了(2件) (都市計画課)	1
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港湾課)	1
高知県人事委員会規則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	
高知県人事委員会告示	
○給料表別級別職務区分表の一部改正 <10・1掲示>	2

告 示

高知県告示第624号

平成21年8月高知県告示第532号(県統計調査の実施)の一部を次のように訂正する。

平成21年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

7中「平成21年9月1日から同年10月31日まで」を「平成21年10月15日から同年12月28日まで」に訂正する。

高知県告示第625号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調査書を次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町

倉口 徹

〃

梶原 祐吉

〃

吉岡 正幸

- (2) 加入区の名称
大浦加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
すくも湾漁業協同組合
2 指定漁船調査の縦覧
(1) 縦覧期間
平成21年10月13日から同月27日まで
(2) 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合事務所

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第14条の規定に基づく処分をしたので、次のとおり公告する。

平成21年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分を行った年月日
平成21年10月2日
2 処分を受けた者の氏名
河野 時造
3 処分を受けた者の住所
土佐市高岡町乙3538番地
4 処分の内容
業務の停止
5 処分の期間
平成21年10月15日から同年11月3日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年7月15日 21高都計第222号	香美市土佐山田町楠 目字郷本157番1	香美市土佐山田町 楠目157番地1 前田 隆明

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年10月13日
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年4月30日 20高都計第943号	高岡郡四万十町大井 野字船戸780番2ほか	新潟県新潟市南区 清水4501番地1 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成21年10月13日
須崎港港湾管理者
高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
須崎市大間西町305番地先
木造船1隻(船名及び船舶番号不明)
2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に須崎港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。
3 港湾管理者の措置
須崎港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月1日(掲示済)
高知県人事委員会委員長 起塙 昌明

高知県人事委員会規則第44号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の事務局の本庁の項中「課長補佐」を「課長補佐 室長」に改め、「主幹」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第6号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年10月1日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第1の5級の教育委員会の項中

「課長補佐」

を

「課長補佐

室長

」

に改める。